

★**雇用保険 週 10 時間労働で加入**

現在の雇用保険の加入条件は

- ① 所定労働時間が週 20 時間以上
- ② 31 日以上雇用される見込みがある

ですが、厚労省は「週 10 時間以上」に緩和する方向で検討している。加入条件を緩和すると約 500 万人が新たに雇用保険に加入することになる。2028 年施行予定。

雇用保険は主に労働者が失業した時に受ける給付だが、最近では育児休業の給付の原資となっており、多くの労働者が加入することによって労働者の生活を守ると共に原資を増やすのが目的ではないかと推察されます。

★**障害者「超短時間」で共に働く**

障害者が働く時間の選択肢が広がりつつある。2024 年の障害者雇用促進法の改正で、週 10 時間以上週 20 時間未満の短時間で働く精神、重度知的・身体障害者が 0.5 人としてカウントできるようになるからだ。障害者が週 20 時間未満の就業を希望する主な理由は次の 3 つ。

- ① 家庭の事情
- ② 体調の変動・維持
- ③ 症状・障害の進行

ある障害者は「短時間でも社会のつながりができて嬉しい」と話し、将来は週 5 日のフルタイムを目標にしている。時間に応じた適切な業務や仕事量が与えられるか、短時間勤務でない社員が担う業務を引き継ぐ時、どう連携するかなどの課題があるものの「週 2 日や 3 日など短時間でのニーズがあることは確か。制度として裾野を広げていきたい」と前向きに取り組む企業の声もある。

★**柏市で最低賃金下回る**

会計年度任用職員の給与単価が 10 月 1 日改定の千葉県内最低賃金を下回る自治体が 13 あったことが明らかになった。千葉県内の最低賃金は時給 1026 円となるが、会計年度任用職員は法律上最低賃金は適用されない。柏市は「引き上げで扶養の範囲を外れてしまう可能性があるため」と説明。今月から 1060 円となるため最低賃金を上回るとした。

★**学び直し助成、7 年で 12 倍**

人生 100 年時代を迎え、リスキリング(学び直し)が活発だ。厚労省の 2023 年度の助成額は 7 年前の 12 倍に増えた。支援対象の講座数をデジタル関連を中心に 6 割多く拡大する。生成 A I (人口知能)やロボット技術の急速な進化を受けて、D X 人材を育成したいという法人ニーズが高まったため。

★**迷惑客断れるように**

ホテルや旅館が迷惑客を拒めることを定めた「改正旅館業法」が 12/13 施行された。迷惑行為の指針は下記のとおり。

【厚労省は宿泊拒否できる具体例を示した】

拒否できる	拒否できない
不当な値引き・客室のグレードアップ	フロントで筆談でのコミュニケーション
宿泊室の上下左右に他の客を泊まらせない	障害者を部屋に誘導
土下座など社会的正当性を欠く謝罪を求める	車椅子で部屋に入れるようにベッドやテーブルの位置を移動する
特定の従業員が対応	障害者が静かな部屋を求める
泥酔時に長時間の介抱を求める	宿泊施設側の故意または過失で客が損害を被った時に対応を求める

★**808 事業場法令違反**

千葉労働局は千葉県内 808 事業場で労働基準法違反があったことが分かった。過労死ラインとされる月 80 時間以上の「違法な時間外労働」が 199 事業場で確認された。長時間労働が原因と疑われる労災請求は脳・心臓疾患が 30 件、精神障害が 108 件あり、11 月の過労死防止月間に合わせて指導監督を行った。

法令違反があった事業場を業種別にみると、商業が 184 で最も多く、製造業 152、運輸交通業 100、保険衛生業 86 と続いた。24 年度からは建設業や運輸交通業などで猶予されてきた残業時間の上限規制が始まるため引き続き監督指導を行うとのこと。



ポインセチア